正規職員への登用規程

○制定　（令和３年３月１６日理事会）

○第１回一部改正　（令和３年８月３日理事会）

○第２回一部改正　（令和４年９月１３日理事会）

○第３回一部改正　（令和５年１１月１７日理事会）

○第４回一部改正　（令和６年１０月２２日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会正規職員への登用規程

（目的）

第１条 新規学卒、既学卒にかかわらず正規職員及び有期契約職員への採用応募者がない中、長期間有期契約の職員として勤務している職員については、大切な法人の戦力となっている。このような職員の勤務意欲を引き出して事業の円滑な運営を図ることを目的に社会福法人大川市福祉会有期契約職員等就業規則第３０条に定める正規職員への転換の道を開くものとする。

（正規職員への転換試験）

第２条　転換試験は次の場合に実施することができる。

（１）毎年度４月１日に在職する常勤職員総数（新たに採用を予定している職員数を含む）に対して正規職員の比率が４５パーセントを下回っている場合

（２）新たな事業を実施する場合で求人の募集をする必要がある場合

２　転換試験の実施について

（１）実施に当たっては募集要項を作成し有期契約職員全員に周知する。

（受験資格）

第３条　次の条件を全て満たしていること。

（１）雇用して６か月以上大川市福祉会での勤務期間があること

（２）前年度の人事評価において、業績評価の段階がＡ評価以上であること。

（３）次のいずれかの社会福祉関係の国家資格、医療関係の国家資格、事務職資格（社会福祉法人会計簿記・MOS・IT パスポート）を持っていること。

・社会福祉士
・精神保健福祉士
・介護福祉士
・保育士
・看護師
・准看護師
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士
・管理栄養士
・栄養士
・調理師
・事務職

（試験内容）
第４条　試験内容は、作文・面接とする。

（合格基準）
第５条　合格する最低点数は作文、面接それぞれ１００点満点中６０点以上とし作文、面接の配点基準は別に定める。

（試験員）
第６条　試験員は、次のとおりとする。
・理事長
・本部長
・施設長
・理事　　１名
・管理者

（提出書類）
第７条　転換試験の受験者は、別紙申込書を提出するものとする。

（給料月額の決定）
第８条　給料月額の決定については、前歴計算を最終学歴から採用日までの全期間について行うものとし、経験年数１年につき２号俸を初任給に加えた号俸とする。

（試用期間の免除）
第９条　正規採用にかかる試用期間については、社会福祉法人大川市福祉会常用職員就業規則第８条第１項に関わらず、試用期間は設けないこととする。

附則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
附則
この規程は、令和３年８月３日から施行する。
附則
この規程は、令和４年９月１３日から施行する。
附則
この規程は、令和５年１１月１７日から施行する。

附則

この規程は、令和６年１０月２２日から施行する。